

平成 2 7 年 度

教 育 委 員 会 定 例 会 (1 1 月) 議 事 録

四條畷市教育委員会事務局

教 育 委 員 会 定 例 会

1 平成27年11月18日 午前10時00分四條畷市役所本館3階委員会室において、教育委員会定例会を開催する。

2 出席委員

委員	長	山本博資
職務代理	員	大村民子
委員		原知雅
委員		田伏羲孝
教育長		藤岡巧一

3 事務局出席者

教育部長	坂田慶一	地域教育課長	杉本一也
教育部次長兼教育環境整備室長兼課長	西口文敏	学校給食センター所長兼主任	林雅弘
教育総務課長	阪本律子	図書館長	永野国広
学校教育課長	芝田孝人	教育部上席主幹兼公民館長兼主任	安部一朗
教育部上席主幹	上井大介	教育環境整備室上席主幹兼主任	谷口隆史
教育部上席主幹	河上弘子	教育総務課主任	櫻井康弘

4 議事録作成者

教育総務課主任 櫻井 康弘

5 付議案件

議案第21号	四條畷市立公民館運営審議会委員の委嘱について
報告第23号	四條畷市体育施設条例の一部を改正する条例案について
報告第24号	四條畷市体育・文化奨励賞受賞者について

山本委員長	<p>只今から11月の教育委員会定例会を開催します。</p> <p>それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、会議録署名者の指名を行います。</p> <p>本日の会議録署名者は、大村職務代理にお願いします。</p>
大村職務代理	はい、わかりました。
山本委員長	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第21号 四條畷市立公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題とします。</p> <p>事務局から本件の内容説明をお願いします。</p>
安部教育部上席主幹 兼公民館長兼主任	はい、委員長よろしいですか。
山本委員長	はい、安部教育部上席主幹兼公民館長兼主任どうぞ。
安部教育部上席主幹 兼公民館長兼主任	<p>議案第21号 四條畷市立公民館運営審議会委員の委嘱について、次の者を四條畷市立公民館運営審議会委員に委嘱せんとするものです。上田とよこ氏は、四條畷市公民館運営審議会条例第2条の委員の委嘱の基準により、家庭教育の向上に資する活動を行う者からの選任です。任期は平成27年12月1日から平成29年5月31日です。これは前任者の残任期間です。提案理由は、四條畷市立公民館運営審議会委員 前田 恵子氏の逝去に伴い、後任として上田 とよ子氏を適任と認め、社会教育法第30条第1項の規定により委嘱したく、本案を提案しました。</p> <p>次ページの、四條畷市立公民館運営審議会委員新旧対照表をご覧ください。</p> <p>新任の欄に○を付けているのが、今回、選任する上田とよ子氏です。よって、社会教育の関係者2名、家庭教育の向上に資する活動を行う者5名、学識経験のある者1名、学校教育の関係者2名の計10名となります。10名の男女の比率は4対6です。</p>
山本委員長	はい、ありがとうございます。何かご質問等はございますか。

山本委員長	<p>(「なし」の声)</p> <p>それでは、議案第21号 四條畷市立公民館運営審議会委員の委嘱について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p>
山本委員長	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議がないようですので、議案第21号については原案のとおり可決することに決しました。</p>
山本委員長	<p>次に、報告第23号 四條畷市体育施設条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
杉本地域教育課長	<p>はい、委員長よろしいですか。</p>
山本委員長	<p>はい、杉本地域教育課長どうぞ。</p>
杉本地域教育課長	<p>報告第23号 四條畷市体育施設条例の一部を改正する条例案について、四條畷市体育施設を有効利用するにあたり、四條畷市体育施設条例の一部を改正する必要があるため、四條畷市議会12月定例会に上程することについて報告するものです。提案理由は、青少年コミュニティー運動広場はこれまで、使用者の範囲は中学校就学前の者のみとしていますが、施設の稼働率を上げるとともに、高齢者の健康促進、体力維持に資する場所としても提供できるよう、使用者の範囲を60歳以上の者も利用できるようにするものです。昨今、指定管理者の選定委員が現場視察を行われた際、青少年コミュニティー運動広場が昼間利用されていないご指摘がありました。高齢者の体力維持を踏まえた上で、利用すべきではないでしょうかという提案がありましたので、今回、改正条例を提案しました。</p> <p>四條畷市体育施設条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。</p> <p>第5条の使用者の範囲のただし書きとして、施設の使用に余裕があるときは、60歳以上の者も使用することができるとしています。基本的には義務教育前の子どもたちが優先して施設を使用し、空いている時間を有効利用することとして、ただし書きを付け加えました。</p>
山本委員長	<p>はい、ありがとうございます。何かご質問等はございますか。</p>

	(「なし」の声)
山本委員長	ないようですので、報告第23号についてはこれで終了させていただきます。
山本委員長	次に、報告第24号 四條畷市体育・文化奨励賞受賞者についてを議題とします。
	事務局から本件の内容説明を願います。
杉本地域教育課長	はい、委員長よろしいですか。
山本委員長	はい、杉本地域教育課長どうぞ
杉本地域教育課長	報告第24号 四條畷市体育・文化奨励賞受賞者について、四條畷市体育・文化奨励賞を行うにあたり、「四條畷市体育・文化奨励賞表彰要綱」に基づき、受賞者を選出したことを報告します。
	これにつきましては、事前に各教育委員さんにご案内させていただき、体育・文化奨励賞のリストを付けていましたが、文化奨励賞の一部の方が抜けていましたので、今回、改めてご提示させていただきます。お詫び申し上げます。体育・文化奨励賞は12月6日午前10時から実施しますので、ご出席をよろしくお願いいたします。
山本委員長	はい、ありがとうございます。何かご質問等はございますか。
	(「なし」の声)
山本委員長	ないようですので、報告第24号についてはこれで終了させていただきます。
山本委員長	それでは、その他の件にうつります。
阪本教育総務課長	・ 住民監査請求について
杉本地域教育課長	・ 第2回四條畷市マラソン大会の応募状況について
上井教育部上席主幹	・ 四條畷市教育フォーラム2015Part2 実施要項について

山本委員長	<p>委員さんの方から何かご発言がございましたら、どうぞ。</p> <p>ないようですので、その他の件は、以上で終了いたします。</p> <p>教育長さんから、お話を頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>(教育長 お話)</p>
山本委員長	<p>以上で、本日予定の案件の審議は、すべて終了しました。</p> <p>これをもちまして、定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年12月24日

四條畷市教育委員会委員長 山本 博資

同 委員 大村 民子